

◎臨時運行許可申請

未登録自動車・検査証の有効期間満了車を、車検・登録などの目的で運行させる必要があるときは、自動車臨時運行の許可(仮ナンバー)を受けなければなりません。

○仮ナンバーの運行経路

運行経路に南山城村内が含まれることが貸し出しの条件となります。

○許可申請できる車両

普通自動車(大型トラック、大型乗用車等)・小型自動車(小型乗用車、大型オートバイ等)・軽自動車(軽トラック、軽乗用車)・大型特殊自動車

※ オートバイは251ccからです。

○申請する人

法人、個人を区別なく、臨時運行の許可を受けて自動車を運行しようとする人(自動車の所有者または使用者とは限りません。)

○申請に必要なもの

1. 臨時運行許可申請書(税住民福祉課にあります。)
2. 申請者の印鑑
3. 自動車検査証等(原本)
4. 自動車損害賠償責任保険証明書(原本)
5. 手数料1台あたり750円

■申請先

税住民福祉課

■車検証がない場合

臨時運行許可は、車両を特定して行うので、「抹消登録証明書」、「完成検査終了証」等の車両を確認するための書面が必要です。車検証を紛失されている場合は、陸運局で再交付を受けてください。輸入車の場合は、「自動車通関証明書」が必要です。

※ 許可期間満了後は、5日以内に臨時運行許可証と仮ナンバーを返却してください。返却しない場合は、道路運送車両法に基づき罰せられます。